

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成 24 年 10 月 23 日（火）10:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：森本次長 他

<本日の報告事項>

○司会 それでは、少し遅れましたけれども、只今より原子力規制庁の定例会見を始めたいと思います。

最初に、森本次長から御報告がございます。

○森本次長 おはようございます。今日の報告をさせていただきます。

最初に、本日 14 時から大飯破砕帯の現地調査の事前会合をこのビルで開催いたします。明日ですけれども、定例の第 7 回の規制委員会を開催いたします。明日 10 時半からです。

議題は 4 点ございます。

第 1 点は、新たな原子力安全規制制度の整備についてというものが 1 つでございます。

第 2 点は、原子力災害対策指針の素案、併せて拡散シミュレーションについて御議論いただきます。

議題 3 は、緊急派遣訓練における更田委員の指摘対応について御議論いただきます。

4 点目は、地震・津波関係設計基準の策定について議論いただきます。

以上、4 点が明日の規制委員会の議題でございます。

3 番目は、大島委員に現在、海外に回っていただいております。これについては事前に御報告しているとおりでございます。

第 4 点目ですが、10 月 25 日木曜日 1 時半から発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チームの第 1 回会合を行います。

以上が大きな今週の予定でございますが、それ以外に幾つか申し上げますと、要人との面会につきましては、先週の金曜日で特に予定はないと申し上げましたけれども、今週御訪問があるかもしれません。市町村の代表の方などがお見えになる予定があり得るということで、これについてはまた後ほど御案内を申し上げたいと思います。

それから、東京電力福島第一原子力発電所に関しましてですが、昨日水漏れがございました。東京電力の方から発表がありましたが、共用プールのオペフロ（原子炉建屋）オペレーティングフロア）で消火水の漏えいがあったということでございます。これについて東京電力から昨日報告がございました。

第 2 点目ですが、先週金曜日、10 月 19 日にありましたボヤでございますが、火災については現在、原因究明中ということでございます。

当方から御報告することは以上でございます。

<質疑応答>

○司会 それでは、只今から御質問をお受けしたいと思います。いつもながら質問は簡潔にお願いします。それとマイクが届いてから所属とお名前をおっしゃってください。

それでは、質問のある方、挙手をお願いします。

○記者 共同通信のニイです。

今、あった共用プールの漏えいなのですけれども、聞き取れなかったのですが、漏れたのは消火水という、これは火を消す消火水なのでしょうか。

○森本次長 正確に申し上げますと、昨日東京電力から12時15分頃運用補助共用施設、いわゆる共用プール建屋ですが、消火系の配管について水漏れの確認をしたということでございます。漏えい水はろ過水ということで報告が上がっております。

○記者 では、そんなに心配はないと思うのですが、漏れた量とかは入っていますか。

○森本次長 東電からは正確には入っておりません。

○記者 今度東電に聞きます。ろ過水なのでそんなに心配ないと思うのですが、漏れた原因は明らかなヒューマンエラーとか、そういった深刻な事態ではなかったのでしょうか。

○森本次長 ちょっと情報がありました。

まず、漏えい量は約65Lと推定されるということでございます。

原因については現在のところ確認中ということでございます。

○記者 あと1点だけ別件になります。

今日の大飯発電所の事前会合なのですけれども、終わった後にできれば島崎委員のぶら下がりなり、何らかの取材対応をお願いしたいのです。

○森本次長 いずれにせよ事前会合が終わった後に何らかの対応はさせていただきたいと思います。具体的な対応はこれから調整させていただきたいと思います。

○記者 では、案内を待っていればよいということですか。

○森本次長 はい。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 他にございますか。

○記者 北海道新聞社のソガと申します。

明日の委員会で1点教えてほしいのですが、議題1の新たな原子力安全規制制度の整備についてというのはどういう内容かもう少し詳しく教えてください。

○森本次長 安全基準そのものについては、この間御報告したとおり新安全基準に関する検討チームが発足いたしました。こちらの安全規制制度の整備と申しますのは、具体的にそれを規定に落とす時に省令に落とす、今ですと省令であったり、いろいろな手

引きであるとか、そういう形に落ちてはいますが、それを今回は基本的には法令で非常に透明性を高めようという趣旨がありますので、法令上の位置づけを整理しようということからスタートするものです。したがって、安全基準というコンテンツを考えるチームと並行して動かして、実際の規定に落とし込むことについて検討するものでございます。

- 記者 どういう法文の表現がいいとか、そういういわゆる土台の部分というか。
- 森本次長 法文の書きぶりというよりは、法制上の位置づけです。例えば省令にきちんと位置づけるのか、そういうふうなところをしっかりと御議論いただいて透明性を高めるという趣旨からの検討をさせていただきたいと考えています。
- 記者 あと議題5に入っている地震・津波関係の設計基準の策定というのはどういった議論をされるのでしょうか。
- 森本次長 これは、従来課題としていわゆる安全基準の見直し、安全目標の見直し、それから、個別の活断層の関係がございまして、もう一つ地震・津波の設計基準の見直しが最後の課題として残っていたのですが、これについてどういうやり方でやるかを御議論いただくものであります。まだ具体的な検討チームの構成であるとかいうことではなくて、全体のフレームワークを御議論していただく予定です。
- 記者 最終的に具体的に例えばこういう想定で不確かさを考えると、そういう細かい話まではしないですか。
- 森本次長 そこまでは行かないと思います。どういう課題があるか、どういう体制でやるか、どういうスケジュールでやるかということをお議論いただく予定です。
- 記者 分かりました。ありがとうございました。

○規制庁 次の方、いらっしゃいますか。

○記者 産経新聞のアオイでございます。

今日の大飯発電所の事前会合は、議題とか、例えば何が決まるとか、そういうものはあるのですか。

○森本次長 これは基本的には新しい有識者会合ができましたので、有識者の方々にこれまでの経緯であるとか、あるいはこれまでの基準をしっかりと現地調査の前に再確認していただくという趣旨のものでございますので、具体的に何か決まるといえるものではないかと存じます。

○記者 11月2日の現地調査のスケジュール等はもう決まっているのでしょうか。

○森本次長 細かい時間とかは今、まだ調整していますので、後ほどまた御報告したいと思います。

○記者 あともう一点、もしかしたら事前に質問が出ていたら申しわけないのですが、委員長がそこに活断層があると分かれば止めるということを明言されてはいたけれども、この法的根拠といえますか、何を以てそういう権限があるのかということ

ころはいかがですか。

○森本次長 それも、どういうふうな対応をするかも含め、あるいはその際に一体どういう法的な位置づけなのかについては今後の課題ということになっております。

○記者 改正された原子炉等規制法の中に準用する規定とか、そういうものはあるのですか。

○森本次長 それも含めて法的に詰めていく必要があると思っています。

○記者 例えば法的にというのは4日の評価会合等で決まるのですか。

○森本次長 位置づけとしては有識者会合で科学的に検討をしていただいた後、規制委員会でどう対応するかについて検討していただくことになると思いますので、規制委員会の役割としてやっていただくことは間違いないと思いますが、日程的にはまだ確定しておりません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 次の方、いらっしゃいますか。ございませんか。

○記者 読売新聞の大阪本社科学部のトミヤマと申します。

先ほどの質問に関連してなのですけれども、有識者の会合とその後、2日の現地調査があって、4日の評価会議と、またそれとは別途規制委員会本体の会合があるのですけれども、それぞれの役割と申しますか、分担はどういうふうなイメージを持てばいいのでしょうか。

○森本次長 基本的に有識者会合については、現地調査をしていただいて、それを科学的に評価していただくのが目的でございますので、4日も正にそういうことでやっていただくということかと思えます。

規制委員会は、それをまた御報告いただいて、最終的な判断をすることになります。その際にはもちろん有識者会合の結果を尊重してということでございますが、それに加えてその後どう対応するかについては規制委員会の役割かと思えます。

○記者 今のお話を伺うと、やはりいわゆる科学的にどうなのかという判断を受け持つのは有識者の皆さんなのか。その後、規制対応をどういうふうにするのかというのが規制委員会の皆さんで話し合われることになるのかなと思うのですが、そういう理解でよろしいのですか。

○森本次長 少し違うと思えますのは、規制委員会ももとより科学的判断・評価を加えるわけですが、その際に有識者会合で行われた評価を最大限尊重するというポジションであると思えます。

○記者 先ほどの記者の方の質問への次長のお答えを勘案すると、活断層が存在していたからといって、それを廃炉にするとか、運転停止を命じるとか、そういう明示的なものが今のところはっきりとはないという理解でよろしいですか。

○森本次長 予見的にそういうことで行動しているわけではないと考えています。

○記者 法的若しくは規制、省令とかでどう対応するかみたいなことは有識者会合ではなくて規制委員会の本体の方という理解でよろしいですか。

○森本次長 そのように考えております。

○司会 次の方。

○記者 テレビ朝日のマツイです。

また基本的なことで恐縮なのですが、先ほども 1F（福島第一原子力発電所）のことで共用プールの水漏れの話があったのですが、現時点で規制庁の原子力保安検査官は 1F に常駐していると考えてよろしいのですか。

○森本次長 現時点と申しますのは。

○記者 例えば今日この瞬間。

○森本次長 基本的に免震重要棟の方に。

○記者 それは交代要員も含めて 24 時間必ず誰かが起きていると考えてよろしいですか。

○森本次長 対応しております。

○記者 普通原発でしたらいいのですけれども、今、こういう 1F の状況で規制庁の職員が 24 時間体制にいるということは、素人考えですけれども、その人の仕事は東電から水漏れがしましたという報告を待っているのではなくて、職員が現場にいるわけですから能動的にどんどん東電が発表する前に、東電から発表が 17 時半に出るのではなくて、いち早く 14 時なら 14 時で規制委員会の方から先にどんどん出てくるような役割をしてくれるのではないかという、これまでの保安院は余りなかったと思うのですが、そういう立ち位置にはいないのでしょうか。

○森本次長 まず基本的な立ち位置で申し上げれば、いわゆる 1F での事故の発生を防止し、あるいは発生した場合にそれにきちんと対応するのは何よりも東京電力の仕事でございます。規制委員会あるいは規制事務所の仕事は、それが適切に行われているかどうかをしっかりと監視をして、新たな対応が必要であればそれを求めていくということになるかと思います。そういう意味で保安検査官は 24 時間免震重要棟に駐在して、言葉はあれですが、東電の対応を監視をしている。また、今回の共用プールの水漏れについては現地の原子力保安検査官が現場確認も行って状況を確認しているという状態です。原子力保安検査官から規制庁本庁にはもちろん情報は入っておりますが、正式な情報としては東京電力から 12 時 35 分に報告を受けたという形をとっている。したがって、ダブルトラックで動いていると御理解いただければいいと思います。

○記者 そこで当然規制庁の職員は東電という事業者とは独立した立場であるわけですから、どうもその透明性がやはり我々としては、我々というか私なのですけれども、私はいつも毎回聞いていますけれども、これまでの原子力安全・保安院とは違うというところで、あ、ここが変わったなど見えない。今、1F には何人いらっしゃるのです

か。

○規制庁 職員ですか。

○記者 そうです。

○規制庁 8人です。

○記者 そうすると常時3人くらいは24時間体制では必ず起きているということですか。

○規制庁 夜間の対応は作業が行われていませんから少なくなりますけれども、対応はしています。

広報課長ですけれども、私自身原子力保安検査官の経験があるので申し上げますと、確かに現場も巡視しますので、巡視の過程で例えば水漏れといったものが起きればもちろん先に私どもの方が知覚することがございます。ただ、実際我々がそういう水漏れを発見するというのがあると、すぐそれを措置、止めさせるとか、そういった対応をまずさせます。その上で何が原因だったのか、その水漏れ量がどうであったのかというのはやはり当事者である電気事業者が調べて、それを踏まえてその対応がいいのか悪いのかというのは私どもが評価することになるかと思えます。

そういう意味では、何も電気事業者が水漏れとか、そういったトラブルを発見するまで我々が待っているとかいうことではなくて、我々自身も巡視をしながら見つけることはあると思うのですが、ただ社員の数、電気事業者の数と我々検査官の数を考えれば、それは彼らの方が人数が多いわけですから、当然気がつくとか、発見するのは彼らの方が多くなるのは仕方ないことだとは思えます。

○記者 その役割も分かったのですけれども、そうすると事業者よりも先に発表することもないですし、あるいは東京電力から何か発表があったときに、こことここが足りないとか、違うということはさすがにないと思うのですけれども、そういうことを規制委員会の発表で今までこの1ヶ月あったためしがないのですけれども、それは本当に順調に行っていると考えてもよろしいのですか。それともそれはどうなのでしょう。

○森本次長 では、その点は私の方から御報告します。

まず、実際東京電力福島第一原子力発電所の状況がどうか、あるいは何が起こっているかということについて報告義務があるのは東電でございます。したがって、マスコミの方々にも、皆さん方にその報告は行っていると思えます。規制委員会の役割は正に今、おっしゃったように、それが十分であるかどうか、事実であるかどうか、そして更なる追加の対策が必要かどうかについての的確に指示をすることだと考えております。

案件はいろいろございます。この間の鉄骨の落下の場合のように、我々も非常に重要だということで明確な指示書を出して対応を求め、更に追加の指示も出すというケースもございますし、対応はいろいろでございますが、いずれにしても具体的な対応をどうするかについては規制委員会の御判断を仰いで、規制委員会として対応させていただいているという形になります。

繰り返しになりますが、現状がどうかということは、基本的にはまず東電からきちんと報告させるというのが、いわゆる事業者責任という意味からも大事だと考えております。

○記者 質問を変えると、毎日平日 17 時半から東電の会見をやっていますが、これも規制庁としては必ず全てチェックしていると考えてよろしゅうございますか。それはしていない。

○規制庁 彼らの会見内容を事前にチェックするようなことは。

○記者 事前ではないです、されていることの、例えば事実と違うことを発表しているとか、そういうことは特にはしていないですか。

○規制庁 彼らの事業活動については、安全にかかわらず現場で確認、あるいはこちらで報告を受けていますけれども、それについて彼らが会見で何を言っているかというところまではチェックすることはしていません。

○記者 そうすると規制庁の職員の方は、例えばボヤがあった時に現場に行って、どこからどこまで燃えたとか、原因が仮に分かったとしても、こうだなこうだな、こういうふうに会見するんだねとは言わないですけれども、そこまで聞いたところで、後は東電が何を会見しようと、規制庁は組織としては見ないという流れなのですか。

○規制庁 一義的に今回のぼやで安全にかかわる部分は私どもはしっかり監視しますけれども、それを含めてそれ以外の部分について私どもが監視することはありません。

○記者 では、例えば 1 号機の中に監視カメラが入ったとか、そういうことの発表に関してはチェックするのですか、記者会見。

○規制庁 彼らの発表内容については特に我々がチェックすることはないで、我々は彼らから報告を受けた内容についてしっかり精査するということです。

○記者 そうすると我々は東電の発表しか基本的には一義的にないわけですが、そこで何かないとはもちろん願いたいのですが、おかしなことがあった時に、規制庁からその会見は違う、データはこうだよというような仕組みにはなっていないと。後日そういうことがあったら露見するではあろうけれども、そちらの仕事としてはそういう業務はないということですか。

○規制庁 彼らの発表内容について、そういったものをチェックすることはありません。彼らの安全に関わる取り組みについて我々がチェックすることはあります。

○森本次長 補足しますと、例えば先ほどおっしゃられた火災現場については、もちろん報告を受けるだけではなくて、実際に杉山検査官あるいは北島検査官が現地も確認をして、東電から最初に報告があるわけですが、それと事実と齟齬がないかどうかはチェックしております。そして、その結果は規制委員会の方に報告がありますので、そういう意味でいうと、東京電力の報告をチェックしている構図にはなっておりますが、今、おっしゃったように 24 時間記者発表をチェックしているということではございません。

○記者 分かりました。

○司会 他にございますか。

○記者 東京新聞のカトウです。

破砕帯の調査なのですけれども、他の原発の日程は決まりそうでしょうか。決まらなければいつ頃決まりそうですか。大体の見通しが分かれば。

○森本次長 結論からいうと、まだ決まっておりません。まず、大飯に全力を注いでいただいているというところがございます。

○記者 では、大飯の前には入らなそうだといいですか。

○森本次長 そうですね。

○司会 では、前から4列目。

○記者 新潟日報のマエダといいます。

明日議論する指針の素案なのですけれども、たたき台が示されていますけれども、たたき台からかなり踏み込んだ内容になっているのでしょうか。例えば自治体の意見を聞きましたけれども、そういったものを反映していると考えていいのでしょうか。

○森本次長 この間御報告いたしましたように自治体からヒアリングをさせていただき、あるいは各道府県、市町村から御意見を頂いたので、それを反映するように、今、最大限努力している最中です。明日も御議論いただきますが、明日決定するというのではなくて、更に御議論いただくことになろうかと思いますが、その努力はしています。

ただ、実際の自治体の御意見は指針で反映することもありますし、あるいはその下のマニュアルで反映することもございます。また、指針の中に今後更に検討すべき課題として幾つか載ってございますが、その中で対応させていただくものもあるということで、一律全て明日の段階で対応できているというわけではないことは御理解いただきたいと思えます。

○記者 自治体からは大分今後検討するという部分について早く検討してという声がありましたけれども、そういった声を受けて、今後検討することにしていただいていた部分を前倒してその中に入れたという部分はあるのでしょうか。

○森本次長 ちょっと精査しておりませんが、幾つかはあると考えています。ただ、例えば OIL（運用上の介入レベルとしての環境における計測可能な判断基準）のような大きな課題については、検討を急ぐことはさせていただきますが、今回の指針では具体的にはまだ書いておりません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 次の方。

○記者 毎日新聞のイシカワです。

明日の議題の原子力災害対策指針のところですか。素案となっているのですけれども、指針案ではなくて、まだ更にその前の段階の素案という意味なのでしょうか。

○森本次長 「素」に深い意味があるわけではございませんで、たたき台からは進化したという意味と御理解いただければと。

○記者 先ほどの次長の答えだと、明日決定できないというようなことをおっしゃっていました。

○森本次長 予断的に申し上げて申したわけではございませんでした。明日御議論いただいて、順調であればもちろんそのままお決めいただくこともあり得るのですが、実はまだたくさん委員の間からも御意見を頂いていますので、明日は御議論いただく形になろうかと思えます。

○記者 ということは、明日は素案で、来週辺りに指針の案が出るということですか。

○森本次長 そういうことを考えているわけではなくて、私どもとしては月内に何とかまとめたいと考えておりますので、そういう目標で作業してございます。ですから、素案の「素」に意味があるわけではなくて、まだ案としてお出しさせていただいているという意味でございます。

○記者 分かりました。

○司会 次の方、いらっしゃいますか。

○記者 NHK 静岡のミウラと申します。

指針に基づいて今後道府県で半年以内に地域防災計画を作っていくに当たって、一部市町村長で原発再稼働に反対されている方たちの中からは、再稼働を前提としたような防災計画を今は検討するべきではない、停止中の事故のみを想定してまずは防災計画を作っていくたいというような発言をされている方もおられるのですけれども、規制庁としては基本的には運転中の事故でMAXの状態を想定した防災計画を作るべきという立場になるのでしょうか。

○森本次長 一番考えなくてはいけないことは、住民の方の避難あるいは住民の方の放射線からの防護であろうかと思えます。したがって、防災計画を作る時には原子力発電所が動いていない時、あるいは動いている時、あらゆる場合を想定して作るべきだと考えております。したがって、防災計画についてはそういう想定でMAXの形で作る必要があろうかと考えています。

○司会 次の方、いらっしゃいますか。

ないようでしたら、会見については以上で終わりたいと思います。どうも御苦労さまでした。

—了—